

## 【 解 約 通 知 書 】

年 月 日を以って、(物件名) \_\_\_\_\_ 号室  
の賃貸借契約の解約をいたします。

(借主氏名) \_\_\_\_\_ (TEL) \_\_\_\_\_

## 【付 記】

賃貸借契約期間 年 月 日 から 年 月 日まで  
現在契約家賃 \_\_\_\_\_円 共益費 \_\_\_\_\_円  
敷 金 額 \_\_\_\_\_円

住み替え理由: \_\_\_\_\_

退去立会希望日: 年 月 日 午前・午後 時 分 (解約期日前で設定願います。)

※退去立会は希望に添えない場合もあります。尚、弊社提携会社の代行業者が立会する場合もありますので詳細については営業担当者と打合せ願います。

《退去後の連絡先及び解約精算書類等の郵送先》

住 所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ 携 帯 \_\_\_\_\_

日割家賃等返金口座

\_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店

普通・当座 口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

口座名義人 \_\_\_\_\_

《解約手続きについて》※下記をご確認の上、解約通知書をご提出下さい。

1. 文書による通知以外での解約申入れは、受付できません。
2. 解約通知は契約を終了させようとする日の解約予告期間～6ヶ月前迄にお願いいたします。  
(解約予告期間については物件ごとに異なりますので、賃貸借契約書をご確認ください)
3. 郵送での通知の場合には、封書の消印の日付をもって解約通知日といたします。
4. 鍵の返還日をもって明け渡しの期日とします。
5. 解約通知後、その取り消しは一切できません。
6. 解約精算については、本貸室の借主負担の補修費、その他債務のすべてが確定したうえで、解約後約2ヶ月前後にご返金いたします。(預かり金で不足が生じた場合は別途追加費用を負担していただきます)
7. 必ず家財保険解約手続きもお願いします。解約手続きを行わないと費用が発生する場合があります。

解約通知先: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル3階

株式会社グローリア・ライフ・クリエイト 新宿支店 TEL: 03-6304-5851 FAX: 03-5351-6188